

第115回 鹿児島県公益認定等審議会

日 時：令和 8 年 7 月 30 日（木）10：00～

場 所：鹿児島県庁 行政庁舎 7 階 7－A－2 会議室

会 次 第

I 開 会

II 議 事

1 審議会「会長」の互選について

2 審議会「会長代理」の指名について

3 審議会の公開・非公開について

4 報告事項について

(1) 鹿児島県公益認定等審議会運営規程等の改正について

・・・資料 1

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和 7 年度下半期分）

・・・資料 2

5 その他

III 閉 会

鹿児島県公益認定等審議会運営規程等の改正に関する資料

- 1 説明資料 … 1～2ページ
- 2 鹿児島県公益認定等審議会運営規程 新旧対照表 他 … 3～9ページ
- 3 公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について
新旧対照表 他 … 10～14ページ
- 4 関係法令 … 15～19ページ

鹿児島県公益認定等審議会運営規程等の改正について

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の令和8年4月の施行に伴い、鹿児島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）において、公益信託に関する事項を処理することとなったことを踏まえ、審議会で決定している関係規程の改正を行う。

1 鹿児島県公益認定等審議会運営規程の改正内容

(1) 第1条に、公益信託に関する法律を追加

(2) 第7条に、公益信託に関して、議事録及び配布資料を非公開とする事項を追加

第3号 公益信託に関する法律第38条において準用する同法第34条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議

- ・ 勧告、命令、認可の取消しをしようとする場合
- ・ 認可申請に対する処分、命令、認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合

第4号 公益信託に関する法律附則第16条において準用する同法附則第13条第3項に掲げる事項に関する審議

- ・ 移行認可の処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合

参考

（公益法人の場合）

第1号 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第51条において準用する同法第43条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議

- ・ 勧告、命令、認定の取消しをしようとする場合
- ・ 認定等申請に対する処分、命令、認定の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合

（移行法人の場合）

第2号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第138条第2項において準用する同法第133条第3項第2号及び第4項に掲げる事項に関する審議

- ・ 命令、認可の取消しをしようとする場合
- ・ 認可申請に対する処分、命令、認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合

2 公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保についての改正内容

公益信託に関して、審議会の判断の中立性・公平性を確保するため、委員が審議等を回避する事項を追加（(2)及び(4)）

- (2) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となっている信託の次に掲げるものである場合
 - ア 委託者、受託者又は信託管理人
 - イ 委託者、受託者又は信託管理人の役員、職員その他これらに準じる職に就いている者又は就く見込である者
- (4) 審議の対象となっている信託の委託者、受託者、又は信託管理人から、現に報酬又は寄附金などを受領している場合

その他

(2)、(4)の追加による字句の修正

参考

（公益法人の場合）

- (1) 自己、配偶者又は二親等内の親族が審議の対象となっている法人の次に掲げるものである場合
 - ア 社団法人の社員又は財団法人の設立者
 - イ 役員、職員その他これらに準じる職に就いている者又は就く見込みである者
- (3) 審議の対象となっている法人から、現に報酬又は寄付金などを受領している場合

※ 次回以降の審議会において、公益信託に関する立入検査実施要領の制定及び「公益法人等からの報告徴収について」の改正を予定

資料1-3

$$1/3$$

改正案	現行	備考
という。)は、次に掲げる場合を除き公開する。 (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第51条において準用する同法第43条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第2項において準用する同法第133条第3項第2号及び第4項に掲げる事項に関する審議 (3) <u>公益信託に関する法律第38条において準用する同法第34条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議</u> (4) <u>公益信託に関する法律附則第16条において準用する同法附則第13条第3項に掲げる事項に関する審議</u>	という。)は、次に掲げる場合を除き公開する。 (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第51条において準用する同法第43条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第2項において準用する同法第133条第3項第2号及び第4項に掲げる事項に関する審議 _____ _____ _____ _____ _____	

改正案	現行	備考
<u>附則</u> <u>この規程は、令和8年 月 日から施行する。</u>	— —	審議会決定日

鹿児島県公益認定等審議会運営規程

（総則）

第1条 鹿児島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、鹿児島県公益認定等審議会条例（平成20年鹿児島県条例第9号）及び鹿児島県公益認定等審議会規則（平成20年鹿児島県規則第23号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議）

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

（資料提出その他の協力）

第3条 会長は、適当と認める者に対して会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（諮問、答申及び勧告）

第4条 審議会に対する諮問は、鹿児島県知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が鹿児島県知事に対して行う答申及び勧告は、文書をもって行う。

（議事録の作成）

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

（会議の公開）

第6条 会議は、非公開の議決をした場合を除き、公開とする。

（議事録等の公開）

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第51条において準用する

同法第43条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第2項において準用する同法第133条第3項第2号及び第4項に掲げる事項に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益、公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成20年6月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年11月9日から施行する。

鹿児島県公益認定等審議会運営規程

(総則)

第1条 鹿児島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）、鹿児島県公益認定等審議会条例（平成20年鹿児島県条例第9号）及び鹿児島県公益認定等審議会規則（平成20年鹿児島県規則第23号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

(資料提出その他の協力)

第3条 会長は、適当と認める者に対して会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申及び勧告)

第4条 審議会に対する諮問は、鹿児島県知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が鹿児島県知事に対して行う答申及び勧告は、文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第6条 会議は、非公開の議決をした場合を除き、公開とする。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第51条において準用する同法第43条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議
 - (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第2項において準用する同法第133条第3項第2号及び第4項に掲げる事項に関する審議
 - (3) 公益信託に関する法律第38条において準用する同法第34条第1項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議
 - (4) 公益信託に関する法律附則第16条において準用する同法附則第13条第3項に掲げる事項に関する審議
- 2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益、公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成20年6月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年11月9日から施行する。

附則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について 新旧対照表

改正案	現行	備考
公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について (平成23年6月14日鹿児島県公益認定等審議会 決定第1号) (令和8年 月 日一部改正) 1 委員は、鹿児島県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の判断の中立性・公平性を確保するため、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、会長に申し出て審議会の承認を得、審議及び議決を回避することができるものとする。 (1) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となっている法人の次に掲げるものである場合 ア 社団法人の社員又は財団法人の設立者 イ 役員、職員その他これらに準じる職に就いてい	公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について (平成23年6月14日鹿児島県公益認定等審議会 決定第1号) _____ 1 委員は、鹿児島県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の判断の中立性・公平性を確保するため、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、会長に申し出て審議会の承認を得、審議及び議決を回避することができるものとする。 (1) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となっている法人の次に掲げるものである場合 ア 社団法人の社員又は財団法人の設立者 イ 役員、職員その他これらに準じる職に就いてい	公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行に伴う改正 審議会決定日

改正案	現行	備考
る者又は就く見込みである者 (2) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となつてゐる信託の次に掲げるものである場合 ア 委託者、受託者又は信託管理人 イ 委託者、受託者又は信託管理人の役員、職員その他のこれらに準じる職に就いてゐる者又は就く見込みである者 (3) 審議の対象となつてゐる法人から、現に報酬又は寄付金などを受領してゐる場合 (4) 審議の対象となつてゐる信託の委託者、受託者又は信託管理人から、現に報酬又は寄附金などを受領してゐる場合 (5) 前4号に掲げるもののほか、審議会の権限に属する事項に関し、特に中立・公正な判断を妨げるおそれがあると考えられる場合 2 前項の規定による申出をした委員は、当該申出に係	る者又は就く見込みである者 _____ _____ _____ _____ _____ (2) 審議の対象となつてゐる法人から、現に報酬又は寄付金などを受領してゐる場合 _____ _____ _____ (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の権限に属する事項に関し、特に中立・公正な判断を妨げるおそれがあると考えられる場合 2 前項の規定による申出をした委員は、当該申出に係	

改正案	現行	備考
る承認に関与することができない。 3 第1項の規定により、委員が審議及び議決を回避した場合、その旨を議事録に記録するものとする。	る承認に関与することができない。 3 第1項の規定により、委員が審議及び議決を回避した場合、その旨を議事録に記録するものとする。	

○公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について

(平成23年6月14日鹿児島県公益認定等審議会決定第1号)

- 1 委員は、鹿児島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の判断の中立性・公平性を確保するため、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、会長に申し出て審議会の承認を得、審議及び議決を回避することができるものとする。
 - (1) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となっている法人の次に掲げるものである場合
 - ア 社団法人の社員又は財団法人の設立者
 - イ 役員、職員その他これらに準じる職に就いている者又は就く見込みである者
 - (2) 審議の対象となっている法人から、現に報酬又は寄付金などを受領している場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の権限に属する事項に関し、特に中立・公正な判断を妨げるおそれがあると考えられる場合
- 2 前項の規定による申出をした委員は、当該申出に係る承認に関与することができない。
- 3 第1項の規定により、委員が審議及び議決を回避した場合は、その旨を議事録に記録するものとする。

※ 鹿児島県公益認定等審議会運営規程第8条

この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○公益認定等に係る審議の中立性・公平性の確保について

(平成 23 年 6 月 14 日鹿児島県公益認定等審議会決定第 1 号)

(令和 8 年 月 日一部改正)

- 1 委員は、鹿児島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の判断の中立性・公平性を確保するため、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、会長に申し出て審議会の承認を得、審議及び議決を回避することができるものとする。
 - (1) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となっている法人の次に掲げるものである場合
 - ア 社団法人の社員又は財団法人の設立者
 - イ 役員、職員その他これらに準じる職に就いている者又は就く見込みである者
 - (2) 自己、配偶者又は二親等内の親族が、審議の対象となっている信託の次に掲げるものである場合
 - ア 委託者、受託者又は信託管理人
 - イ 委託者、受託者又は信託管理人の役員、職員その他これらに準じる職に就いている者又は就く見込みである者
 - (3) 審議の対象となっている法人から、現に報酬又は寄付金などを受領している場合
 - (4) 審議の対象となっている信託の委託者、受託者又は信託管理人から、現に報酬又は寄附金などを受領している場合
 - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、審議会の権限に属する事項に関し、特に中立・公正な判断を妨げるおそれがあると考えられる場合
- 2 前項の規定による申出をした委員は、当該申出に係る承認に関与することができない。
- 3 第 1 項の規定により、委員が審議及び議決を回避した場合は、その旨を議事録に記録するものとする。

※ 鹿児島県公益認定等審議会運営規程第 8 条

この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○公益信託に関する法律

(令和六年五月二十二日)
(法律第三十号)

(委員会への諮問)

第三十四条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第十条（第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。）を付して、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 公益信託認可の申請又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）
- 二 第二十九条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による公益信託認可の取消し（以下この節において「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 公益信託が第三十条第一項第二号又は第二項第二号に該当するものである場合
 - ロ 第十四条第一項若しくは第十五条第一項の規定による届出又は第二十一条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ 第三十七条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 第八条第五号から第七号まで、第十二号ただし書及び第十三号ト、第三十八条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第四条第二項第四号、第七条第二項並びに第三項第四号及び第六号、第八条（第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項及び第五項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条から第十八条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十二條第五項及び第六項、第二十八条第一項並びに次条第一項及び第三十七条第二項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- 二 第四十三条の規定による要求を行おうとする場合

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十九条第三項の規定による命令又は第三十条第一項（第二号を除く。）若しくは第二項（第二号を除く。）の規定による公益信託認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 審査請求が不適法であるとして却下する場合
- 二 公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合
- 三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合

(行政庁が都道府県知事である場合についての準用)

第三十八条 第三十四条第一項及び第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第二項及び第三項（第一号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。）並びに前条の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、これらの規定（第三十四条第一項本文を除く。）中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、第三十四条第一項中「公益認定等委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の

機関」という。）」と、同項ただし書及び同条第三項ただし書中「諮問」とあるのは「政令で定める基準に従い諮問」と読み替えるものとする。

附 則 抄

(委員会への諮問)

第十三条 内閣総理大臣は、移行認可の申請に対する処分をしようとする場合(旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号(第二号イ及び第四号(同条第二号イに係る部分に限る。))を除く。))のいずれかに該当するものである場合及び附則第八条第二項に規定するものである場合並びに行政手続法第七条の規定に基づき当該移行認可を拒否する場合を除く。))には、附則第十条第一項において準用する新法第十条の規定による同条第一号に規定する許認可等行政機関の意見(附則第八条第一項において準用する新法第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。))を付して、新法第三十四条第一項に規定する委員会(以下「委員会」という。))に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、附則第十六条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに附則第六条第一項及び第二項第三号並びに次条(附則第十六条において準用する場合を含む。))において準用する新法第三十五条第一項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、第一項に規定する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 審査請求が不適法であるとして却下する場合

二 審査請求をした旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号のいずれかに該当するものである場合又は附則第八条第二項に規定するものである場合(行政庁が都道府県知事である場合についての準用)

第十六条 附則第十三条第一項及び第三項並びに第十四条並びに前条(第一号(ロに係る部分に限る。))を除く。以下この条において同じ。))の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、附則第十三条第一項中「新法第三十四条第一項に規定する委員会(以下「委員会」という。))」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関(以下「合議制の機関」という。))」と、同項ただし書、同条第三項及び前条中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、附則第十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「諮問」とあるのは「政令で定める基準に従い諮問」と読み替えるものとする。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(平成十八年六月二日)

(法律第四十九号)

(委員会への諮問)

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

1 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

2 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合

ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 審査請求が不適法であるとして却下する場合

二 審査請求をした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合

(平二六法六九・令六法二九・一部改正)

(設置及び権限)

第五十条 都道府県に、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。

2 合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(令六法三〇・一部改正)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十八年六月二日)

(法律第五十号)

(委員会への諮問等)

第百三十三条 公益法人認定法第三十二条第一項に規定する公益認定等委員会(以下この款において「委員会」という。)は、公益法人認定法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 第四十五条の認可の申請又は第百二十五条第一項の変更の認可の申請に対する処分をしようとする場合(行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。)

二 第百二十九条第二項の規定による命令又は第百三十一条第一項の規定による認可の取消しをしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 第百二十五条第三項若しくは第百二十六条第一項の規定による届出又は第百二十七条第三項の規定による計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合

ロ 第百三十六条第一項の勧告に基づいてこれらの処分をしようとする場合

(合議制の機関への諮問等)

第百三十八条 公益法人認定法第五十条第一項に規定する合議制の機関(以下この款において単に「合議制の機関」という。)は、同項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

二 第百三十三条第二項、第三項(第三号を除く。)及び第四項の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項中「委員会に」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関(以下この条において単に「合議制の機関」という。)に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同条第二号ロ中「第百三十六条第一項」とあるのは「第百四十一条において読み替えて準用する第百三十六条第一項」と、同条第四項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

○鹿児島県公益認定等審議会条例

平成20年 3 月28日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（令 7 条例60・一部改正）

変更等の届出及び立入検査実施状況(令和7年度下半期分)

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 県公益認定等審議会への送付書類等 | … 1ページ |
| 2 | 立入検査実施要領【抜粋】 | … 2～3ページ |
| 3 | 関係法令等 | … 4～9ページ |

鹿児島県公益認定等審議会への送付書類等について

1 知事から審議会への送付事項〔公益法人〕(認定法第53条第2項において読み替えて準用する第45条第1項)
〔令和7年4月1日～令和8年3月31日〕

送付書類(根拠法令)	内 容		件 数
(1)変更の届出(認定法 § 13①) (合計289件)	名称又は代表者の氏名		35件
	事業の種類又は内容, 事務所の所在地		43件
	定款		30件
	理事等の氏名等, 報酬規程, 許認可等		232件
(2)合併等の届出(認定法 § 24①)	合併		0件
	事業の全部又は一部の譲渡		0件
	公益目的事業の全部の廃止		0件
(3)解散の届出(認定法 § 26①～③)	解散		0件
(4)財産目録等の提出 (認定法 § 22①)	予算(事業計画書, 収支予算書など)(令和7年度分)	提出済	194件
		未提出	0件
	決算(事業報告, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書など) (令和6年度分)	提出済	194件
		未提出	0件
合計			728件

※ 対象の公益法人数は194法人(R8.3.31現在の所管公益法人数は192法人。うち2法人は令和7年度に新規で公益認定を受けているため対象外。令和7年度中に解散した1法人と申請により公益認定を取り消した3法人は対象。)

2 知事から審議会への送付事項〔移行法人〕(整備法第140条において読み替えて準用する第135条第1項)
〔令和7年4月1日～令和8年3月31日〕

送付書類(根拠法令)	内 容		件 数
(1)変更等の届出(整備法 § 125③) (合計0件)	名称若しくは住所又は代表者の氏名		0件
	公益目的支出計画(整備法施行規則 § 35に定める軽微なもの)		0件
	定款における残余財産の帰属に関する事項の規定又は変更		0件
	定款における移行法人の存続期間若しくは解散の事由の規定又は変更		0件
	解散		0件
(2)合併の届出(整備法 § 126①⑥)	合併		0件
	合併により公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたものとみなす		0件
(3)移行法人が公益法人の認定を受けた場合の特則の届出(整備法 § 132②)			0件
(4)計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書(整備法 § 127③)(令和7年度分)		提出済	54件
		未提出	0件
合計			54件

※ 対象の移行法人数は54法人(R8.3.31現在の所管移行法人数は52法人。令和7年度中に公益目的支出計画を完了した2法人は対象。)

- 変更届出において、種類の異なる項目が記載されている場合はそれぞれ1件と扱う。
(例 変更届に、理事の変更と定款の変更が記載されていた場合は、2件と扱う。)
- 変更届出ではなく、変更認定(審議会に諮問)が必要な変更
①公益目的事業を行う都道府県の区域又は事務所の所在場所の変更、②公益目的事業の種類又は内容の変更、
③公益目的支出計画の変更(整備法施行規則 § 35に定める軽微なものを除く。)(整備法 § 125①)

3 審議会の庶務をつかさどる職員(所管課)による立入検査(認定法第59条第2項の規定により読み替えて適用する第27条第1項)
【令和7年度下半期分】〔令和7年10月1日～令和8年3月31日〕

内 容	法人数	左のうち報告徴収が必要と思われるもの
令和7年度内に実施された法人	79法人	0法人
令和7年度内に実施できなかった法人 ※ (公社)鹿児島県バス協会であり、令和8年6月末日時点で所管課による立入検査が完了している。	1法人	0法人

鹿児島県公益法人等立入検査実施要領【抜粋】

平成 24 年 3 月 22 日 鹿児島県公益認定等審議会制定

(平成 30 年 2 月 16 日一部改正)

(平成 31 年 3 月 18 日一部改正)

(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)

(検査の体制)

第 3 条 検査を行う職員は、公益法人の監督の事務を所管する課又は室の長（以下「所管課長等」という。）が、当該所管する課又は室の職員の中から指名するものとする。

2・3 略

4 学事法制課長は、必要があると認めるときは、学事法制課の職員を検査員に同行させて検査を行わせることができる。

5 略

(点検検査の頻度)

第 4 条 所管課長等は、その所管する公益法人に対し、令和 7 年 3 月 31 日までに実施した直近の検査の日から 3 年以内に点検調査を実施し、その後の点検調査は、原則として、直近の点検調査実施後 3 年以内に実施することとする。

2 所管課長等は、新たに公益認定をした法人に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 303 条の規定による変更の登記をした日の属する年度の翌年度の末日までに最初の点検調査を実施し、その後の点検調査は、原則として、直近の点検調査実施後 3 年以内に実施することとする。

(点検検査の内容)

第 9 条 点検調査は、1 法人当たり 2 人以上の検査員で行うものとする。

2 検査員は、点検調査の実施に当たっては、あらかじめ、認定法第 7 条の規定により提出された申請書、認定法第 22 条第 1 項の規定により提出された財産目録等、認定法第 13 条の規定により届けられた変更の届出等についてあらかじめ精査し、必要に応じ、外部から提供された情報等を把握しておくものとする。

3 検査員は、点検調査実施予定日の概ね 2 週間前までに、点検調査を受ける法人が記載した自己チェックシート（第 2 号様式の 2）及び備置き書類一覧（第 2 号様式の 3）の提出を受け、法人からの相談内容等をあらかじめ把握しておくものとする。

4 検査員は、点検調査を行うときは、法令及びガイドラインに定める事項に留意するものとする。

5 点検調査においては、自己チェックシート（第 2 号様式の 2）を使用した法人との対話に加え、備置き書類一覧（第 2 号様式の 3）に定められている書類の有無の確認及び重点確認事項（第 2 号様式の 4）の調査等を行うものとする。

6 点検調査において問題が認められたときは、その事実関係を明らかにするため、必要な資料を法人に依頼して複写し、入手するよう努めるものとする。

（点検検査結果の通知等）

- 第 12 条 **所管課長等**は、点検調査を行った**公益法人に対して、点検調査の結果を**公益法人検査結果通知書（第 4 号様式）により、点検調査の終了の日から**概ね 1 か月以内に通知**するものとする。
- 2 所管課長等は、法人の点検調査が終了したときは、当該法人に係る公益法人検査結果通知書及び公益法人検査報告書の写しを、点検調査の完了の日から**概ね 1 か月以内に学事法制課長に送付**するものとする。
- 3 所管課長等は、**点検調査の結果、特に改善を要すると認められる**事項がある公益法人がある**ときは、速やかに**、当該公益法人に係る公益法人検査報告書を添えて、改善を要する事項及びこれに対する所管課長等の意見その他必要な事項を**学事法制課長に通知**するものとする。

（重点検査）

- 第 13 条 所管課長等は、具体的な監督処分等を検討することを想定している場合や、具体的な監督処分等の検討を想定しないまでも事業内容の確認を要すると考えられる場合、公益目的事業の実施状況等を確認するために、必要に応じて重点検査を行うものとする。
- 2 重点検査を行うに当たっては、直近の事業報告を確認した上で検査に臨むこととし、原則として事前に、立入検査実施通知書（第 2 号様式）を作成し法人へ送付するものとする。
- 3 重点検査においては、事実を的確に把握し、法人に対して客観的に問題点を示した上で、法人の主張を十分に聴取し、法人の理解や認識を確認することを基本とするものとする。
- 4 重点検査の結果、**認定基準不適合等が認められた場合又はその疑いがあると認められた場合は、必要に応じて報告徴収により更なる事実確認を行った上で、監督処分等を実施するものとする。**
- 5 第 7 条から前条までの規定（第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定を除く。）は、必要な読替えを行い、第 1 項の重点検査に準用する。

（公益認定等審議会への報告等）

- 第 15 条 **学事法制課長は**、第 12 条第 2 項又は第 3 項（これらの規定を第 13 条第 5 項又は前条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により送付された公益法人検査結果通知書等の内容を取りまとめ、**概ね 6 か月に 1 回、鹿児島県公益認定等審議会へ報告**するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学事法制課長は、**第 12 条第 3 項（第 13 条第 5 項又は前条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった場合で必要があると認めるときは、速やかに、鹿児島県公益認定等審議会へ報告**するものとする。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 53 条第 2 項において準用する第 45 条第 1 項

(内閣総理大臣〔都道府県知事〕による送付等)

第四十五条 内閣総理大臣〔都道府県知事〕は、第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二條第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に送付しなければならない。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抄(平成十八年六月二日法律第四十九号)

(変更の認定)

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
- 2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第五条及び第六条(第二号を除く。)の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号(吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号)の規定は同項第二号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

(変更の届出)

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更(合併に伴うものを除く。)があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 名称又は代表者の氏名の変更
- 二 収益事業等の内容の変更
- 三 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更
- 四 定款の変更(第十一条第一項各号に掲げる変更及び前三号に掲げる変更に係るものを除く。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに(公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三月以内に(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 財産目録
- 二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。)
- 三 第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

(財産目録等の提出等)

第二十二條 公益法人は、財産目録等(定款を除く。)について、前条第一項に規定する書類にあつては毎事業年度開始の日の前日までに(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、その他の書類にあつては毎事業年度の経過後三月以内に(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、同条第二項各号に掲げる書類及び社員名簿を当該公益認定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

(合併等の届出)

第二十四條 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 合併(当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。)
- 二 事業の全部又は一部の譲渡(当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。)
- 三 公益目的事業の全部の廃止

(解散の届出等)

第二十六條 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、当該解散の日から一月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 2 清算人は、一般社団・財団法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。
- 3 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(都道府県知事による通知等)

第五十三條 略

- 2 第四十五条(第三項第三号及び第五号を除く。)の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関(以下この条において単に「合議制の機関」という。)」と、同条第二項及び第三項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第二号中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、同項第

四号中「第四十三条第三項」とあるのは「第五十一条において準用する第四十三条第三項」と読み替えるものとする。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 抄
(平成十九年九月七日内閣府令第六十八号)

(軽微な変更)

第九条 法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更(定款で定めるものに限る。)又は事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの
- 二 行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの
- 三 公益目的事業の種類又は内容の変更であって、次に掲げるもの
 - イ 事業の一部の廃止
 - ロ 事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、公益認定を受けた法第七条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類(変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあっては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類)の記載事項の変更(字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。)を伴わないもの

(変更の届出)

第十三条 法第十三条第一項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第三号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 理事等(代表者を除く。)又は会計監査人の氏名若しくは名称
- 二 法第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準
- 三 法第六条第四号に規定する許認可等

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 140 条において読み替えて準用する第 135 条第 1 項（平成十八年法律第五十号）

（内閣総理大臣〔都道府県知事〕による送付等）

第百三十五条 内閣総理大臣〔都道府県知事〕は、第百二十五条第三項、第百二十六条第一項若しくは第六項又は第百三十二条第二項の規定による届出に係る書類の写し並びに第百二十七条第三項の規定により提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しを第百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に送付しなければならない。

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄（平成十八年法律第五十号）

（公益目的支出計画の変更の認可等）

第百二十五条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

2 略

3 移行法人は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。

- 一 名称若しくは住所又は代表者の氏名を変更したとき。
- 二 公益目的支出計画について第一項の内閣府令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき。
- 四 定款で移行法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したとき。
- 五 解散（合併による解散を除く。）をしたとき。

（合併をした場合の届出等）

第百二十六条 移行法人が合併をした場合には、合併後存続する法人（公益法人を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）又は合併により設立する法人（公益法人を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

- 一 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人であるとき 当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合にあっては、当該移行法人に係る認可行政庁
- 二 移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁
- 三 移行法人が新設合併をした場合 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

2～5 略

- 6 前項の場合には、合併後存続する公益法人又は合併により設立する公益法人は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該合併により消滅した移行法人が第二百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を当該移行法人に係る従前の認可行政庁に届け出なければならない。

（公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等）

第二百二十七条 略

2 略

- 3 移行法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内に、当該事業年度の一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない。

（移行法人が公益法人の認定を受けた場合の特則）

第二百三十二条 略

- 2 前項の場合には、公益法人認定法第四条の認定を受けた公益法人は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第二百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を従前の認可行政庁に届け出なければならない。

（都道府県知事による通知等）

- 第二百四十条 第二百三十五条（第二項第四号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第二百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第三号中「次条第一項」とあるのは「第二百四十一条において読み替えて準用する次条第一項」と、同項第五号中「第二百三十三条第四項」とあるのは「第二百三十八条第二項において読み替えて準用する第二百三十三条第四項」と読み替えるものとする。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 59 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 27 条第 1 項

(報告及び検査)

第二十七条 第五十条第一項に規定する合議制の機関は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその庶務をつかさどる職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抄（平成十八年六月二日法律第四十九号）

(権限の委任等)

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限(第四十四条第一項の答申又は第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合における第二十七条第一項の規定による権限(第五十二条において準用する第四十四条第一項の答申又は第五十四条において準用する第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)の行使については、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。